Ⅸ．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の主要な収益は、受託収入であり、主なサービス等の種類は、研究役務の提供であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、附属明細書13セグメント情報に記載のとおりであります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度
１年以内	12,028,594,600円
１年超２年以内	11,020,062,900円
２年超３年以内	28,502,317,600円
３年超４年以内	14,582,286,400円
合　計	66,133,261,500円

Ⅹ．重要な債務負担行為

契　約　内　容	契　約　金　額	翌事業年度以降の支払金額
情報収集衛星９号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	16,916,163,254円	16,489,940,254円
情報収集衛星10号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	12,887,873,407円	12,717,873,407円
時間軸多様化衛星１号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	10,089,200,000円	2,252,381,000円
時間軸多様化衛星２号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	9,317,000,000円	6,402,174,000円
大規模言語モデル（ＬＬＭ）の学習データ整備等のための計算機設備等	8,808,800,000円	8,808,800,000円
情報収集衛星レーダ９号機・10号機　地上検証モデル（ＥＭ）の製作試験	7,512,487,623円	4,912,487,623円
時間軸多様化衛星１号機・２号機　衛星依存部製作・試験	1,464,540,000円	1,267,554,000円
2024―2026年度　情報システム運用のための総合サービス業務	1,114,300,000円	742,878,400円
Ｒ06　ユニバーサルコミュニケーション研究所　計算機設置に伴う設備整備工事	787,050,000円	504,550,000円
情報収集衛星レーダ９号機・10号機　ミッション系２　システム設計（その１）	775,497,800円	295,497,800円

Ⅺ．重要な後発事象

当該事項はありません。

Ⅻ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

１．革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定廃止に伴う残余財産の承継

革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和４年法律第93号）附則第１項の規定による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「法」という。）附則第９条第１項の規定に基づき、令和６年４月１日付けで廃止されております。

なお、革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱（総国技第21号。最終改正令和６年２月21日）第15条第６号の規定に基づき、一般勘定に承継した残余の財産は以下のとおりであります。

資　産　の　部		負　債　の　部	
現金及び預金	526,506,451円	未払金	142,646,150円
未収入金	10,571,401円	未払費用	81,997円
賞与引当金見返	1,471,996円	未払法人税等	13,034円
工具器具備品	8,078,596,875円	賞与引当金	1,471,996円
減価償却累計額	△　3,448,089,845円	資産見返補助金等	5,323,734,344円
ソフトウェア	693,227,314円	長期預り補助金等	394,336,671円
退職給付引当金見返	51,390円	退職給付引当金	51,390円
資産合計	5,862,335,582円	負債合計	5,862,335,582円

また、法附則第９条第５項の規定に基づき国庫納付した額は以下のとおりであります。

392,813,285円

２．債務保証勘定に係る業務の終了に伴う残余財産の国庫納付と勘定の廃止

債務保証勘定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和５年法律第87号。以下「改正法」という。）第２条の規定による特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成２年法律第35号）の廃止に伴い令和６年４月１日に業務が終了し、改正法附則第３条第４項の規定により残余財産の額2,560,349,138円を国庫納付したことで、令和６年７月９日に廃止されました。